平成 24 年 7 月 13 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区茶屋町 19 番 19 号
阪急リート投資法人
代表者名
執行役員　白木義章
（コード番号：8977）
資産運用会社名
阪急リート投信株式会社
代表者名
代表取締役社長　白木義章
問合せ先
経営企画部長　中野善浩
TEL. 06-6376-6823

規約の変更及び役員の選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約の変更及び役員の選任について、平成 24 年 8 月 29 日に開催される本投資法人の第 7 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の規約の変更及び役員の選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力が生じます。

記

1．規約変更の理由及び内容について

（1）　租税特別措置法に定められる投資法人に係る課税の特例を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われることに関する要件を定める租税特別措置法施行令が改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。（現行規約第 5 条第 2 項関係）

（2）　補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間を、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、必要な規定の新設を行うものです。（変更案第 20 条第 2 項関係）

（3）　その他、字句の修正を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものです。（現行規約第 10 条、第 12 条、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 23 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 1 項、同条第 2 項第(4)号、同条第 3 項第(4)号及び同条第 4 項第(7)号、第 30 条第 3 項、第 32 条第 1 項第(3)号及び同項第(6)号、第 34 条第 2 項、第 36 条第(2)号、第 40 条第 2 項、別紙（運用報酬 1）関係）

（規約変更の詳細につきましては、添付「第 7 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

2．役員の選任について

執行役員白木義章、監督役員宇多民夫及び堀之内清孝は、平成 24 年 8 月 31 日をもって任期満了となります。つきましては、平成 24 年 9 月 1 日付での執行役員 1 名（候補者：白木義章）及び監督役員 2 名（候補者：宇多民夫、堀之内清孝）の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

なお、前執行役員髙橋秀一郎の辞任により、補欠執行役員であった白木義章が平成 24 年 6 月 13 日付にて執行役員に就任したため、本投資主総会開催時点において補欠執行役員が存在せず、また補欠監督役員鈴木基史の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名（候補者：庄司敏典）、補欠監督役員 1 名（候補者：鈴木基史）の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

（役員選任に関する詳細につきましては、添付「第 7 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

３．　日程

平成 24 年 7 月 13 日　　役員会にて本投資主総会提出議案を決議
平成 24 年 8 月 8 日　　本投資主総会招集通知発送（予定）
平成 24 年 8 月 29 日　　本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議(予定)

以　上

＊　本資料の配布先：兜倶楽部、大阪証券記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
＊　本投資法人のウェブサイト　http://www.hankyu-reit.jp/

＜添付資料＞
・参考資料　　第 7 回投資主総会招集ご通知

平成24年８月８日

投 資 主 各 位

大 阪 市 北 区 茶 屋 町 19 番 19 号
阪 急 リ ー ト 投 資 法 人
執行役員　白 木 義 章

第７回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第７回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成24年８月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項の規定に基づき、現行規約第15条第１項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

従いまして、本投資主総会に当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意願います。

敬　具

記

１．日　　時：平成24年８月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所：大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階会議室
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

３．投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

第１号議案　規約一部変更の件
第２号議案　執行役員１名選任の件
第３号議案　補欠執行役員１名選任の件
第４号議案　監督役員２名選任の件
第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

以　上

◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人ウェブサイト（http://www.hankyu-reit.jp/）に掲載いたしますので、ご了承下さい。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　規約一部変更の件

１．変更の理由

(1) 租税特別措置法に定められる投資法人に係る課税の特例を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われることに関する要件を定める租税特別措置法施行令が改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。（現行規約第５条第２項関係）

(2) 補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間を、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、必要な規定の新設を行うものです。（変更案第20条第２項関係）

(3) その他、字句の修正を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものです。（現行規約第10条、第12条、第16条第１項、第17条、第23条第２項、第28条第２項、第29条第１項、同条第２項第(4)号、同条第３項第(4)号及び同条第４項第(7)号、第30条第３項、第32条第１項第(3)号及び同項第(6)号、第34条第２項、第36条第(2)号、第40条第２項、別紙（運用報酬１）関係）

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　規　約	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第４条　［条文省略］	第１条～第４条　［現行どおり］
第２章　投資口	第２章　投資口
（発行可能投資口総口数）	（発行可能投資口総口数）
第５条　［条文省略］	第５条　［現行どおり］
２．本投資法人<u>が発行する</u>投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えることとする。	２．本投資法人<u>の</u>投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えることとする。
３．　［条文省略］	３．　［現行どおり］
第６条～第８条　［条文省略］	第６条～第８条　［現行どおり］

現　行　規　約	変　更　案
第３章　投資主総会	第３章　投資主総会
第９条　［条文省略］	第９条　［現行どおり］
（投資主総会の招集権者）	（投資主総会の招集権者）
第10条　投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の承認に基づき、執行役員が１名の場合は当該執行役員が、執行役員が２名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の１名がこれを招集する。	第10条　投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の承認に基づき、執行役員が１名の場合は当該執行役員が、執行役員が２名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の１名がこれを招集する。
第11条　［条文省略］	第11条　［現行どおり］
（決議方法）	（決議方法）
第12条　投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。	第12条　投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。
第13条～第15条　［条文省略］	第13条～第15条　［現行どおり］
（基準日）	（基準日）
第16条　決算期（第35条において定義する。以下同じ。）から３か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。	第16条　決算期（第35条において定義する。以下同じ。）から３か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。
２．　［条文省略］	２．　［現行どおり］
（投資主総会議事録）	（投資主総会議事録）
第17条　投資主総会に関する議事については、議長が議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載した議事録を作成する。なお、作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。	第17条　投資主総会に関する議事については、議長が議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成する。なお、作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第４章　役員及び役員会	第４章　役員及び役員会
第18条～第19条　［条文省略］	第18条～第19条　［現行どおり］
（役員の任期）	（役員の任期）
第20条　［条文省略］	第20条　［現行どおり］
［新設］	２．補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、役員が選任された直近の投資主総会）において選任された役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。
第21条～第22条　［条文省略］	第21条～第22条　［現行どおり］
（役員会招集権者及び議長）	（役員会招集権者及び議長）
第23条　［条文省略］	第23条　［現行どおり］
２．役員会の招集通知は、各役員に対し会日の３日前までに発するものとする。但し、役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。	２．役員会の招集通知は、各役員に対し役員会の日の３日前までに発するものとする。但し、役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。
第24条～第26条　［条文省略］	第24条～第26条　［現行どおり］
第５章　資産運用	第５章　資産運用
第27条　［条文省略］	第27条　［現行どおり］
（投資態度）	（投資態度）
第28条　［条文省略］	第28条　［現行どおり］
２．本投資法人は、主として商業用途又は事務所用途の区画を有する不動産等及びかかる不動産を裏付けとする不動産対応証券を投資対象とし、中でも商業用途区画に重点を置いて投資を行う。また、本投資法人は、全国を投資対象エリアとし、中でも関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県）に重点を置いて投資を行う。	２．本投資法人は、主として商業用途又は事務所用途の区画を有する不動産等及びかかる不動産等を裏付けとする不動産対応証券を投資対象とし、中でも商業用途区画に重点を置いて投資を行う。また、本投資法人は、全国を投資対象エリアとし、中でも関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県）に重点を置いて投資を行う。

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
３．～６．　［条文省略］ （資産運用の対象とする特定資産の種類） 第29条　本投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、それぞれ、以下の第２項及び第３項に掲げるものをいう。 ２．不動産等とは次に掲げるものをいう。 (1)～(3)　［条文省略］ (4)　次に掲げるものを信託する信託の受益権（受益証券が発行されている場合を含む。） ①　　［条文省略］ ②　地上権及び不動産の賃借権 ③　　［条文省略］ (5)～(6)　［条文省略］ ３．不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の２分の１を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。 (1)～(3)　［条文省略］ (4)　特定目的信託の受益証券　資産流動化法第２条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第(4)号又は第(6)号に掲げる資産に投資するものを除く。） ４．本投資法人は、前２項に掲げる資産を主要投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(6)　［条文省略］	３．～６．［現行どおり］ （資産運用の対象とする特定資産の種類） 第29条　本投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、それぞれ、以下の第２項及び第３項に掲げるものをいう。また、不動産等及び不動産対応証券を総称して、以下「不動産関連資産」という。 ２．不動産等とは次に掲げるものをいう。 (1)～(3)［現行どおり］ (4)　次に掲げるものを信託する信託の受益権（受益証券が発行されている場合を含む。） ①　　［現行どおり］ ②　地上権又は不動産の賃借権 ③　　［現行どおり］ (5)～(6)［現行どおり］ ３．不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の２分の１を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。 (1)～(3)［現行どおり］ (4)　特定目的信託の受益証券　資産流動化法第２条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第(4)号又は第(6)号に掲げる資産に該当するものを除く。） ４．本投資法人は、前２項に掲げる資産を主要投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(6)［現行どおり］

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
(7) 社債券（相互会社の社債券を含む。転換社債、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除く。）	(7) 社債券（相互会社の社債券を含む。転換社債券、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除く。）
(8)～(14) ［条文省略］	(8)～(14) ［現行どおり］
５．～６．　［条文省略］	５．～６．［現行どおり］
（投資制限）	（投資制限）
第30条　　［条文省略］	第30条　　［現行どおり］
２．　　［条文省略］	２．　　［現行どおり］
３．投資対象となる不動産（不動産を除く不動産等及び不動産対応証券の裏付けとなる不動産を含む。）は国内不動産に限定する。	３．投資対象となる不動産（不動産を除く不動産等及び不動産対応証券の裏付けとなる不動産等を含む。）は国内不動産に限定する。
第31条　　［条文省略］	第31条　　［現行どおり］
第６章　資産評価	第６章　資産評価
（資産評価の方法、基準、基準日）	（資産評価の方法、基準、基準日）
第32条　本投資法人の資産評価の方法は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。	第32条　本投資法人の資産評価の方法は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。
(1)～(2)　［条文省略］	(1)～(2) ［現行どおり］
(3) 第29条第３項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、金融商品取引業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。	(3) 第29条第３項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、金融商品取引業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。
(4)～(5)　［条文省略］	(4)～(5) ［現行どおり］

現　行　規　約	変　更　案
(6) 第29条第４項第(13)号に定めるデリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引により生じる債権及び債務については、取得価額をもって評価する。以上にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。	(6) 第29条第４項第(13)号に定めるデリバティブ取引に係る権利 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引により生じる債権及び債務については、取得価額をもって評価する。以上にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。
(7)～(8)　［条文省略］	(7)～(8)［現行どおり］
２．～３．　［条文省略］	２．～３．［現行どおり］
第33条　［条文省略］	第33条　［現行どおり］

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第７章　借入れ及び投資法人債の発行 （借入れ及び投資法人債の発行） 第34条　　［条文省略］ ２．前項に係る借入れ及び投資法人債の発行により調達した金銭の使途は、特定資産の取得資金、貸付を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金とする。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。 ３．～５．　［条文省略］ 第８章　計算 第35条　　［条文省略］ （金銭の分配の方針） 第36条　本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1)　　［条文省略］	第７章　借入れ及び投資法人債の発行 （借入れ及び投資法人債の発行） 第34条　　［現行どおり］ ２．前項に係る借入れ及び投資法人債の発行により調達した金銭の使途は、特定資産の取得資金、貸付を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金、敷金・保証金の返還、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金とする。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。 ３．～５．［現行どおり］ 第８章　計算 第35条　　［現行どおり］ （金銭の分配の方針） 第36条　本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1)　　［現行どおり］

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。但し、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 (3)～(5)　［条文省略］ 第９章　会計監査人 第37条～第39条　［条文省略］ 第10章　業務及び事務の委託 （業務及び事務の委託） 第40条　［条文省略］ ２．本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であって、投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託する。 第41条～第42条　［条文省略］	(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。但し、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 (3)～(5)［現行どおり］ 第９章　会計監査人 第37条～第39条　［現行どおり］ 第10章　業務及び事務の委託 （業務及び事務の委託） 第40条　［現行どおり］ ２．本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であって、投信法第117条に定める事務については第三者に委託する。 第41条～第42条　［現行どおり］

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
（別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 前文　　［省略］ （運用報酬１） 　本投資法人の各営業期間に係る運用報酬１は、直前の営業期間の決算期の貸借対照表に記載された総資産額に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額に消費税額を加算した金額とする。 （計算式）　　［省略］ （運用報酬２）　［省略］ （運用報酬３）　［省略］	（別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 前文　　［現行どおり］ （運用報酬１） 　本投資法人の各営業期間に係る運用報酬１は、直前の営業期間の決算期の貸借対照表に記載された総資産額に応じ、以下の計算式により求められた金額に消費税額を加算した金額とする。 （計算式）　　［現行どおり］ （運用報酬２）［現行どおり］ （運用報酬３）［現行どおり］

第２号議案　執行役員１名選任の件

前執行役員髙橋秀一郎の辞任により、平成24年６月13日、補欠執行役員であった白木義章が執行役員に就任いたしましたが、執行役員白木義章は、平成24年８月31日をもって任期満了となります。つきましては、平成24年９月１日付での執行役員１名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、就任する平成24年９月１日から２年間となります。

また、執行役員選任に関する本議案は、平成24年７月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
白木義章（しらき よしあき） （昭和31年10月７日）	昭和54年４月　阪急電鉄株式会社入社 平成３年４月　同　経理部財務企画課調査役 平成７年６月　同　経営管理室調査役 平成13年４月　同　グループ政策推進室調査役 平成13年６月　株式会社阪急交通社　出向 国際輸送事業本部企画室調査役 平成14年６月　同　取締役兼執行役員社長室長 平成16年５月　阪急リート投信株式会社　取締役（非常勤） 平成16年６月　同　出向　取締役業務管理部長 平成18年10月　阪急リート投資法人　補欠執行役員 平成18年12月　阪急リート投信株式会社　取締役業務部長 平成19年４月　同　取締役 平成23年４月　同　常務取締役 平成24年６月　阪急リート投資法人　執行役員（現在） 平成24年６月　阪急リート投信株式会社　代表取締役社長（現在）

・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。

・上記執行役員候補者は、平成24年６月13日付で、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社の代表取締役社長に就任しております。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　補欠執行役員１名選任の件

前執行役員髙橋秀一郎の辞任により、補欠執行役員であった白木義章が執行役員に就任しており、本投資主総会開催時点において、本投資法人に補欠執行役員が存在しないことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、第１号議案が承認可決された場合には、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第１号議案による変更後の本投資法人規約の定めにより、第２号議案における執行役員の就任日である平成24年９月１日から２年間となります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成24年７月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
庄　司　敏　典（しょうじ　とし　のり） (昭和35年６月13日)	昭和58年４月　阪急電鉄株式会社入社 平成13年４月　阪急電鉄株式会社　流通営業第一部調査役 平成18年11月　同　不動産運用部調査役 平成20年４月　同　不動産運用部長 平成20年４月　阪急リート投信株式会社　監査役（非常勤） 平成22年４月　阪急不動産株式会社　経営企画部長 平成24年４月　阪急リート投信株式会社　出向　取締役（現在）

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
・上記補欠執行役員候補者は、平成24年４月１日付で、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社の取締役に就任しております。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監督役員２名選任の件

監督役員宇多民夫及び堀之内清孝は、平成24年８月31日をもって任期満了となります。つきましては、平成24年９月１日付での監督役員２名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、就任する平成24年９月１日から２年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴
1	宇多民夫（うだ たみお） （昭和20年３月31日）	昭和49年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 関西法律特許事務所入所 昭和52年10月　原田・宇多法律事務所（現　宇多法律事務所）設立（現在） 平成10年４月　大阪弁護士会副会長 平成16年12月　阪急リート投資法人　監督役員（現在） 平成17年４月　大阪府建設工事紛争審査会委員 平成21年６月　栗田工業株式会社　監査役（現在）
2	堀之内清孝（ほりのうち きよたか） （昭和26年１月２日）	昭和49年10月　監査法人日本橋事務所入所 昭和50年10月　監査法人朝日会計社入社 昭和53年９月　公認会計士登録 昭和54年５月　税理士登録 昭和62年１月　堀之内会計事務所開設（現在） 平成16年12月　阪急リート投資法人　監督役員（現在） 平成18年６月　株式会社ヒシモト　監査役

・上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記監督役員候補者宇多民夫は、宇多法律事務所の所長であります。
・上記監督役員候補者堀之内清孝は、堀之内会計事務所の所長であります。

第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

補欠監督役員鈴木基史の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、第１号議案が承認可決された場合には、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第１号議案による変更後の本投資法人規約の定めにより、第４号議案における監督役員の就任日である平成24年９月１日から２年間となります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
鈴木基史（すずきもとふみ） （昭和25年１月28日）	昭和48年４月　監査法人朝日会計社入社 昭和52年３月　公認会計士登録 昭和52年６月　税理士登録 昭和57年７月　鈴木公認会計士事務所開設（現在） 平成18年４月　甲南大学会計大学院教授（現在） 平成19年３月　アーバンライフ株式会社　監査役 平成22年８月　阪急リート投資法人　補欠監督役員（現在）

・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記補欠監督役員候補者は、鈴木公認会計士事務所の所長であります。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項及び本投資法人の現行規約第15条第１項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第１号議案から第５号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以　上

投資主総会会場ご案内図

【会　　場】　大阪市北区茶屋町19番19号
　　アプローズタワー13階会議室
【電　　話】　06－6377－5577・5578

【交　　通】
阪急梅田駅茶屋町口より徒歩約６分
地下鉄御堂筋線中津駅④番出口より徒歩約４分
ＪＲ大阪駅より徒歩約10分
阪神梅田駅より徒歩約15分

お願い

- 梅田阪急ビル建替工事に伴い、周辺の一部の通路が通行できなくなっております。大変ご不便をおかけいたしますが、迂回路のご利用をお願い申し上げます。
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、予めご了承願います。